

## 香川県子育て応援のための環境整備支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 香川県子育て応援のための環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、子育て家庭が子育てのしやすさを実感できる社会の構築に向けて、香川県内の中小企業者が実施する子育て家庭に優しい環境整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成することを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる中小企業者（以下「補助事業者」という。）とは、県内で年間平均週3日以上営業する店舗、集客施設を設け、対象を子育て家庭に限ることなく、県内で販売、サービスの提供を実施している者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (5) 政党その他の政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営する者を除く。）
- (7) 香川県税を滞納している者
- (8) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

### (補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内で年間平均週3日以上営業する店舗、集客施設において子育て家庭が利用しやすい施設環境を整備するため、子育て家庭に配慮した設備・施設（以下「設備等」という。）の新規導入を行う事業

とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表1のとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付に係る補助割合は、補助対象経費の3分の2以内とするものとする。

2 1事業所あたりの補助限度額は30万円とする。

3 1法人又は1個人事業者につき、申請できる事業所数は3事業所を上限とする。

(補助額の算出方法等)

第7条 補助額は、1事業所ごとに補助対象経費に補助割合を乗じた額又は30万円の少ない方の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費明細書
- (3) 誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産については、第19条第1項に定める期間は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(交付等の決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式3）により通知するものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、第1項の通知に際して必要な条件を付することがで

きる。

(申請の取下げ)

第 11 条 申請の取下げができる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日（以下「交付決定日」という。）から 10 日を経過した日までとする。

(補助事業の内容等の変更等)

第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式 4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の主たる内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の合計額の 20%を超えて減額変更する場合

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金変更承認通知書（様式 5）により通知する。

なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金変更交付決定通知書（様式 6）により通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止・廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式 7）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金中止（廃止）承認通知書（様式 8）により通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(遅延の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金遅延等報告書（様式 9）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助金状況報告書（様式 10）を知事に提出しなければならない。

(実績報告及び支給申請)

第 16 条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 12 月 28 日のいずれか早い日までに補助金支給申請兼実績報告書(様式 11)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業報告書
- (2) 支出報告書
- (3) 支出証拠書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であつて当該書類に不備があるときは、申請者に対し、補正を求めることができる。

(額の確定及び支給決定)

第 17 条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金支給決定兼確定通知書(様式 12)により補助事業者に通知するとともに、補助金を支給するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、第 13 条第 1 項の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が第 3 条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。
- (5) 補助金を補助の目的外に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられたときは、第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(取得財産等の管理)

第 19 条 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後 3 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 3 年未満のものにあつては耐用年数）とし、同項第 4 号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式 13）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に取得財産等の処分承認申請書（様式 14）を提出し、承認を得なければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(補助事業の表示)

第 21 条 補助事業により整備された設備等には、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課の補助事業である旨、明示しなければならない。

(検査)

第 22 条 知事は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

(細目)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 5 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

【補助対象経費】

補助対象経費	補助割合	補助限度額
設備等費・運搬費・その他、 事業の実施に付随して必要 と認められる経費	補助対象経費の 2 / 3 以内	30 万円